

令和3年度「高根台第三小学校 いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童はいじめを行ってはならない。また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように務めるものとする。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校集会を実施する。

②いじめ早期発見のための措置

- ・いじめを早期発見するため、在籍する児童に対する詳細な調査を年2回実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけで実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに関する学習を行う。

(2) いじめ防止等に関する処置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
《構成員》 校長、教頭、教務主任、生徒指導部員、スクールカウンセラー
《活動》 いじめアンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響、他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
《開催》 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認識されるときは、スクールカウンセラーの活用や、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため次の点を学校評価に加え、適切に事項の組織を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(5) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針は1年ごとに学校全体で見直し、策定する。

(6) 相談・通報窓口

- 船橋市立高根台第三小学校
(047-464-1665)
- ・教頭
- ・生徒指導主任
- ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー
- ・その他、一番話しやすい教職員へ

- 関係機関
- ・船橋市教育委員会 436-2865
- ・船橋市総合教育センター 422-7734
- ・船橋市青少年センター 431-3749
- ・船橋東警察生活安全課 467-0110
- ・千葉県市川児童相談所 370-1077
- ・船橋市家庭児童相談所 409-3469
- ・千葉県子供と親のサポートセンター
0120-415-446

- スクールカウンセラーを含む、他の職員への相談
- ・児童が記入するための相談票の設置
- ・相談票の保護者への配布
- ・相談箱の設置